

職務内容書

公益財団法人核物質管理センター 理事（業務執行理事・事業運営部門担当）

【公募対象役職のミッション、求められる人材のイメージ】

当センターは、原子力の平和利用に貢献するとともに、わが国の核物質管理の円滑な実施のために、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「原子炉等規制法」という。）に基づく指定機関として重要な役割を担っています。

公募対象の理事は、理事長を補佐し、法人の重要な経営方針の立案に参画し、法人運営に関する重要事項を審議決定するとともに、事業運営部門の業務を統括します。

また、法人の最高情報セキュリティ責任者として、法人全体の情報セキュリティシステムを統括する役割を担います。

これらの業務について高度な知識・経験を有し、もって、業務の適正な執行の監督、指導を行い、リスク管理、コンプライアンス強化等組織の内部統制に関する経験及び知見を活かしつつ、組織全体の適正な運営の任にあたるとともに、事業運営部門長の業務を遂行する能力を有する人材が求められます。

1. 法人名：公益財団法人核物質管理センター 171名（令和7年12月1日）

（法人の業務概要）

当センターは、昭和47年4月に財団法人として設立され（平成24年4月に公益財団法人へ移行）、原子力の平和利用に貢献することを目的とする公益法人です。また、原子炉等規制法に基づく指定情報処理機関及び指定保障措置検査等実施機関として、国の保障措置の実施において重要な役割を担っています。主な業務内容は以下のとおりです。

- (1) 核物質管理に関する調査研究及び技術開発
- (2) 核物質管理に関する指導、技術者の養成及び広報
- (3) 核物質管理に関する内外諸機関等との連絡協調及び核物質管理技術に関する国際協力の推進
- (4) 核物質管理に関する情報処理業務
- (5) 核物質管理に関する保障措置検査等業務
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2. 公募する役職：理事（業務執行理事・事業運営部門担当） 1名

任期は定款の定めにより、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで。具体的には、令和10年6月に開催が見込まれる定時評議員会の終結の時まで、となります。

3. 職務内容

理事長を補佐し、法人の重要な経営方針の立案に参画、法人運営に関する重要事項を審議決定するとともに、円滑な法人運営に努め、原子炉等規制法に基づく指定情報処理機関及び指定保障措置検査等実施機関としての業務を適確に遂行するため、事業運営部門を統括する部門長を兼ねた責任者として、以下の業務を分掌、統括します。さらに、法人の最高情報セキュリティ責任者として、法人全体の情報システムを統括する役割を担います。

なお、任期中に担当業務を変更する場合があります。

(1) 事業運営に関する業務及び情報管理業務の統括

法人運営に係る総務、理事会等の事務、職員等の労務・給与、収支予算、決算、資産管理、契約等に関する業務及び核物質管理に係る技術者の養成等に関する業務、並びに国際規制物資情報の整理及び国際規制物資情報に関する解析等の業務実施について統括管理する。

(2) 情報システムに関する業務の統括

指定情報処理機関及び指定保障措置検査等実施機関は、機密情報を取り扱うことから、情報の機密性・完全性・可用性を確保すべく、最高情報セキュリティ責任者として、法人全体の情報セキュリティに係るリスク管理、情報システムの改善等に関する業務を統括する。

(3) 事業運営部門長の業務

事業運営部門長として、総務部、情報管理部及び事業推進室に係る業務を統括する。

4. 勤務条件等

- ・ 勤務形態：常勤
- ・ 勤務地：東京本部（東京都台東区）、東海保障措置センター（茨城県東海村）、六ヶ所保障措置センター（青森県六ヶ所村）の3拠点があります。
- ・ 報酬等：年額1,300万円程度（税込）、通勤手当

役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程に基づく（規程改正により変動の場合あり。）

- ・ 福利厚生：原子力健康保険組合、厚生年金保険
- ・ 危機管理：地震等災害時、施設等トラブル発生時、情報セキュリティにおけるインシデント事案発生時には、緊急招集、特別体制で勤務する場合あり。

以上